

「建築製品」(案)への意見

| 意見箇所 | 意見内容 | 対応案(事務局) |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ビニル系床材 | 再生材料の配合率15%以上は他の商品類型などと比べて、基準値として低いと思われる。 | 現状において、ビニル系床材は認定基準の定義でいう再生材料の配合率15%を満たす製品は非常に少ないと認識しています。基準値は原案通りとします。 |
| ビニル系床材 | ハロゲン系床材のリサイクルについて、接着剤等でくたいに施工されるので、それが70%も回収するのは現実的でないと思う。また、20年以上の継続使用についても、施主の考えにより確実に実施されるかどうかは証明できない。 | ビニル系床材の多くは20年以上の使用実績があると認識しています。使用期間が平均して20年以上の製品の証明方法は、例としては 申込製品または類似製品の使用実績の説明、類似製品の実績の場合、申込製品と使用実績のある類似製品と用途、耐久性などが同等であることの説明などが考えられます。従って、一般的に20年以上使用される製品においては施主の都合による短期使用は無関係と考えて結構です。製品仕様として20年に満たないの製品の場合は、回収・リサイクルが必要と考えますので、現案どおりとします。 |
| 階段滑り止め | 階段滑り止めの市場規模は圧倒的にビル用のものが多い。ビル用の金属台に樹脂やゴムの滑り止めをはめ込みまたは接着したタイプがメインであり金属部分が8~9割、樹脂部分が1~2割で再生材料の基準を満たさない。また、樹脂部分のみで考えても磨耗する部分なので、再生材料の高配合は難しい。少なくとも表面はパージン材を使用する必要があり、裏面に再生材を使ったとして樹脂部分で50%が限界と考えられる。再生材料の基準について見直してほしい。 | 意見を参考に適用範囲、再生材料の配合率の計算方法を修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 保温性能基準に関し、「2 / 4時間 未満」となっていますが、某カタログでは、「6時間後の温度低下は約2 。快適な温度をキープするので省エネに役立ちます。(サーモバス)」「4時間後の温度低下、わずか約2 (サーモバスライト)」と表記しています。一般的に「未満」となると、カタログ表記は厳格に温度表記する必要が生じると考えます。また、「未満」が社内でも、2 にかかることなのか、4時間にかかることなのか、混乱しています。 > エコマークはトップランナー基準をいつも採用されていることは存じ上げていますが、保温性能基準「4時間で2 以下」と修正はできないでしょうか。 CASBEE-すまい戸建<試行版>(2006年7月)でも、下記のように表現されています。 LRH1 エネルギーと水を大切に使う 2. 設備の性能で省エネ 2.2 給湯設備 2.2.2 浴槽の断熱 断熱タイプユニットバスの主な仕様 「浴槽内のお湯(約42 程度)の温度が2 低下するのに4時間以上である。」 CASBEEの取り扱いがどのようになるか不明ですが、2 を境界にダブルスタンダードとなる恐れもあります。 | 意見箇所は、「4時間で2度未満の湯温低下」を意味しています。誤解を招かぬように、意見を参考に表現を修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 4-1.(1)浴室内の照明装置の消灯を必須とせず、削除できないでしょうか。あるいは測定作業時に点灯してもいいよう、「通常は消灯」のような表現ができないでしょうか。 | 意見を参考に修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 4-1.(1)「表1.浴室ユニットの保温性能」は、正確に言いますと「表1.浴室ユニットの浴槽保温性能」ではないでしょうか。 | 意見を参考に修正しました。 |

「建築製品」(案)への意見

| | | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浴室用バスユニット | 4-1.(1)「その他、浴槽に入れる湯量および湯温測定部位はJIS A1718.....」は「その他、上記以外の試験条件はJIS A1718.....」の方がよろしいかと思えます。 | 意見を参考に修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 5-2 浴槽保温性能に関するカタログ記載表記は、湯温低下が-2 /6時間や-2 /4時間という表記が一般的となっていますが、価格帯によって性能差があるため、環境に配慮した商品の普及促進を図ることを目的とするなら、浴室保温性能による等級を定める等の考え方はできないでしょうか。 | 意見主旨は、エコマーク表示において個別製品の数値を記載することをあらためるべきとのものであり、エコマークの表示を基準値記載にあらためました。 |
| 浴室用バスユニット | 5-2 また、湯温低下値だけが先走って一般ユーザーが誤解することを避けるため、試験条件・方法を記載するほうが良いと思われま。 | 意見を参考に、エコマーク下段表示に「(JISA1718による試験結果)」を追加しました。 |
| 浴室用バスユニット | 4-1.環境に関する基準と証明方法の(2)にて、「節水型機器の4-1.環境に関する基準の全ての項目に適合した浴室用給水栓およびシャワーを取り付けられる構造となっていること」と記されていますが、最近のユニットバスの水栓は外付けでない内蔵型となっていることから、「節水型機器の4-1.環境に関する基準の全ての項目に適合した浴室用給水栓およびシャワーが取り付けられていること」とのように、「構造となっている」という表現を省くのが適切です。 | 節水に関して水栓およびシャワーは、浴室ユニットの基準として取り扱うことは困難と判断し、本認定基準から削除することとします。 |
| 浴室用バスユニット | 4-1.(2)浴室ユニットと水栓金具とは別メーカーであるケースが多いため、水栓に関しては浴室認定と切り離して考えていただかなければ、運用できないケースが想定されます。 | 節水に関して水栓およびシャワーは、浴室ユニットの基準として取り扱うことは困難と判断し、本認定基準から削除することとします。 |
| 浴室用バスユニット | 4-1.(2)「...取り付けられる構造であること」という部分は「消費者等が要求した水栓器具等が取り付けられる」と解釈される可能性があります、実際には取付け出来ないケースが想定されます。 | 節水に関して水栓およびシャワーは、浴室ユニットの基準として取り扱うことは困難と判断し、本認定基準から削除することとします。 |
| 浴室用バスユニット | 4-1.(2)埋込型水栓仕様が不可となり、商品が限定されます。 | 節水に関して水栓およびシャワーは、浴室ユニットの基準として取り扱うことは困難と判断し、本認定基準から削除することとします。 |
| 浴室用バスユニット | VOC関連の測定基準など、もう少し明確にして頂きたい。 | VOCの測定条件などについては、さらに検討を行う必要があると判断し、本認定基準から削除することとします。なお、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドを含む接着材、塗料については、引渡しまでに十分な養生期間をとることと修正することとしました。 |
| 浴室用バスユニット | (2)接着剤、塗料を使用した製品にあっては、製品出荷時に測定したトルエン・キシレンの濃度が厚生労働省室内濃度指針値以下であること、に関して 製造メーカ各社から、クレームが出るかも知れませんが、浴室ユニットは建築基準法でホルムアルデヒド対応(F)が求められている「居室」には該当していません。「解説」には、選定されなかった理由について記載されていますが、消費者サイドから見れば、プラスチックの未反応モノマー等の揮散までを考慮するとVOCはどこから発生するか非常に把握し難いものであり、住宅性能表示制度でも6物質の測定が設定されていますので、 有機溶剤使用を想定したトルエン・キシレンだけでなく、ホルムアルデヒドも追加し、「接着剤・塗料不使用 測定不要」ではなく、全てに測定を義務化した基準にして、消費者に安心を与える方が、エコマークの威厳も保たれ、かえって良いのではないのでしょうか。 | VOCの測定条件などについては、さらに検討を行う必要があると判断し、本認定基準から削除することとします。なお、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドを含む接着材、塗料については、引渡しまでに十分な養生期間をとることと修正することとしました。 |
| 浴室用バスユニット | 浴室ユニットの構造部材全体(断面内部含む)を見ると、着色してない浴室ユニットは無く、パインダー等を含有していないノシール剤を使用していない浴室ユニットもないと思います。案の「接着剤」「塗料」だけでは、広義に捉えるのと狭義に捉える場合で、測定要否に差が出る可能性がありますので、そのような解釈で差が出る部分は極力減らして欲しい。 | VOCの測定条件などについては、さらに検討を行う必要があると判断し、本認定基準から削除することとします。なお、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドを含む接着材、塗料については、引渡しまでに十分な養生期間をとることと修正することとしました。 |

「建築製品」(案)への意見

| | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浴室用バスユニット | <p>製品出荷時に測定となっていますが、質疑応答で別の方からも指摘があったように、浴室ユニットは現場で組立てるものであり、工場出荷時には「浴室ユニット」全体で測定出来る状態になっていません。</p> <p>VOCの測定としては、「出荷部材単位で、チャンバー法的に測定すれば良いのか」という解釈も出てきます。意図はあくまで、「完成製品状態で消費者がVOCに被曝しないこと」だと思いますので、そうすると、施工現場で完成した状態での測定を想定し、実験室レベルで測定することになると思いますが、浴室ユニット全体を「巨大チャンバー」に入れた状態を想定するのか、浴室ユニット外回りは開放状態で良いのか、等の問題が出てきます。測定方法のJISやガイドラインのない現状では、「新築住宅の測定に準じて」だけでは、無理がありますので、もう少し明確な条件設定をお願いします。</p> | <p>VOCの測定条件などについては、さらに検討を行う必要があると判断し、本認定基準から削除することとします。なお、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドを含む接着材、塗料については、引渡しまでに十分な養生期間をとることと修正することとしました。</p> |
| 浴室用バスユニット | <p>4-1.(4)浴室ユニットは据付工事現場で組み立て施工されるため、製品出荷時点での浴室室内濃度の測定は不可能です。</p> | <p>VOCの測定条件などについては、さらに検討を行う必要があると判断し、本認定基準から削除することとします。なお、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドを含む接着材、塗料については、引渡しまでに十分な養生期間をとることと修正することとしました。</p> |
| 浴室用バスユニット | <p>(3)施工、使用………廃棄、リサイクルのマニュアル整備・閲覧と使用後さらにリサイクルできること………に関して</p> <p>質疑応答でも、別の方から指摘があったように思いますが、どのような判断基準に基づけば良いのかよく判りません。「解説」でも、「ガス洩れ警報機」という電気電子機器の内容に若干追記されているだけで殆ど推測出来ない状態です。「付属説明書」も同じ状態です。もう少し、判断基準となるような例示等の記述をお願い致します。</p> | <p>意見に述べられているとおり、現時点で整備されているものではなく、浴室ユニットに使われる部材が各社の創意工夫によって多岐にわたるため、一律に線引きをすることが難しく、今後、さらに検討を行い、整理する必要があると判断しました。本項目は、適切な廃棄・リサイクルを促すための配慮事項の記載のみに修正することとしました。</p> |
| 浴室用バスユニット | <p>・解体、廃棄、リサイクルのマニュアルはどの程度の内容で宜しいのでしょうか？可能であればその他商品類型で公表されているマニュアルを参照させて頂けないでしょうか？ ・そのマニュアルの公開方法は自社のホームページでの公開＝閲覧可能と捉えてよいのでしょうか？ ・浴室のパネル(鋼板+石膏ボード)は、基本的には分離することができません。サッシ・ドア同様、何をもって配慮とするのか再考いただきたいと考えます。</p> | <p>意見に述べられているとおり、現時点で整備されているものではなく、浴室ユニットに使われる部材が各社の創意工夫によって多岐にわたるため、一律に線引きをすることが難しく、今後、さらに検討を行い、整理する必要があると判断しました。本項目は、適切な廃棄・リサイクルを促すための配慮事項の記載のみに修正することとしました。</p> |
| 浴室用バスユニット | <p>4-1.(6)マニュアル等に関しては、整備に向けて鋭意注力中ですが、解体マニュアルを整備している企業は現時点ではなく、この項にうたわれる基準を守ることは困難です。</p> | <p>意見に述べられているとおり、現時点で整備されているものではなく、浴室ユニットに使われる部材が各社の創意工夫によって多岐にわたるため、一律に線引きをすることが難しく、今後、さらに検討を行い、整理する必要があると判断しました。本項目は、適切な廃棄・リサイクルを促すための配慮事項の記載のみに修正することとしました。</p> |
| 浴室用バスユニット | <p>4-1.(7)「異種材料間の分離が容易な配慮がなされていること」とありますが、現時点では浴室ユニット3R推進委員会のアセスメントマニュアルのガイドラインに定めている異種材料分離困難物が多いため、この項目のために申請できない懸念があります。</p> | <p>意見に述べられているとおり、現時点で整備されているものではなく、浴室ユニットに使われる部材が各社の創意工夫によって多岐にわたるため、一律に線引きをすることが難しく、今後、さらに検討を行い、整理する必要があると判断しました。本項目は、適切な廃棄・リサイクルを促すための配慮事項の記載のみに修正することとしました。</p> |
| 浴室用バスユニット | <p>4-1.(7)「排出、廃棄が通常の製品と同様に容易であること。」の「通常の製品」というのは何をさしているのか明確にしていきたいと思います。</p> | <p>意見に述べられているとおり、現時点で整備されているものではなく、浴室ユニットに使われる部材が各社の創意工夫によって多岐にわたるため、一律に線引きをすることが難しく、今後、さらに検討を行い、整理する必要があると判断しました。本項目は、適切な廃棄・リサイクルを促すための配慮事項の記載のみに修正することとしました。</p> |

「建築製品」(案)への意見

| | | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浴室用バスユニット | 4-1.(9)メーカー毎に構成部材の部品寿命等に関する考え方が異なること、および窓・換気扇・水栓等はアセスメント実施の対象事業者が異なり生産中止後の修理可能期間のコントロールが困難なこと、ならびに生産中止後最低10年間全部材を修理可能とするには企業にとって負担が大きくなること等から、全ての浴室部品を対象に規定を一律に10年とすることは賛成しかねます。 | 意見に述べられているとおり、全ての部材について10年の修理体制を求めることは難しく、機能回復のための代替品による修理も含めること、修理の対象部材を明記し、修理範囲および問い合わせ先を取扱説明書等に記載するよう修正することとしました。また、交換用部品の供給については削除いたしました。 |
| 浴室用バスユニット | 5-4「抗菌剤の使用のないこと」とありますが、浴室ユニットにおいてまったく抗菌剤を使用していないという製品は考えにくい状況です。実際の使い勝手を考えると、抗菌剤を使用せず防汚対策をしない浴室ユニットでは、かえって洗剤や洗い流しの水の使用が増え、環境への負荷が大きくなるのではないかと考えられます。 | 現状をふまえ、抗菌剤の使用を認めるよう修正することとしました。なお、抗菌剤を使用する場合は、安全性と表示について別途規定を設けることとしました。 |
| 浴室用バスユニット | 特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE)と短鎖型塩素化パラフィンの禁止については説明会での質疑応答、及び、複写機等の認定基準の解説を拝見し、deca-BDEの適用除外の無い全面使用禁止であるというエコマーク認定の基本思想については、よく分りましたが、「含まないこと」の定義に関して、質問と要望があります。 閾値の無い含有禁止であることは、他の商品類型を参照すれば明らかですが、「処方構成成分(意図的添加)としての使用禁止」が「不純物等も含めた含有禁止」が読み取れません。文言の追加を要望致します。 | 意見を参考に表現を「含まないこと」から「処方構成成分として添加しないこと」に修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 5-4 浴室ユニットの火災に対する安全性向上のため、難燃化への取り組みを進検しています。このような状況で全ての難燃剤の使用を規制することは賛同しかねます。 | 火災への対応を行うために難燃剤の使用を認めることとしますが、PBB、PBDE、短鎖塩素化パラフィンについては、エコマーク事業全体の考え方として、基準案のとおり、使用を認めないこととします。 |
| 浴室用バスユニット | 5-4「難燃剤」「抗菌剤」の全てを禁止するのではなく、禁止する物質名を明確にした上で制限をかけることのほうが望ましいと思われれます。 | 意見を参考に修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 「浴室内に木材を使用する場合はF とすること。また、浴室内部にホルムアルデヒド、トルエン、キシレンを含む接着剤や塗料を使用する場合、引渡しまでに十分な養生期間をとること。」に修正をお願いします。 | 意見を参考に修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 「適切な廃棄・リサイクルを促すため、消費者向けに取扱説明書等へ浴室ユニット廃棄時のお願い事項を記載すること。」と修正をお願いします。 | 意見を参考に修正しました。 |
| 浴室用バスユニット | 三段目に「(JISA1718による試験結果)」と表示をお願いします。 | 意見を参考に、エコマーク下段表示に「(JISA1718による試験結果)」を追加しました。 |
| 浴室用バスユニット | 「原則として、抗菌剤の使用のないこと。」とありますが、浴室ユニットは高温・多湿および洗剤等の使用により、一般居室に比べて菌類が繁殖しやすい環境です。それに加え、昨今、消費者の衛生意識が向上し、全く抗菌剤を使用しないという製品は考えにくい状況です。このような特性をご理解いただきたく、基準として「また、抗菌剤の使用をアピールするような広告を行わないこと。」と修正いただきますようお願いいたします。 | 現状をふまえ、抗菌剤の使用を認めるよう修正することとしました。なお、抗菌剤を使用する場合は、安全性と表示について別途規定を設けるとし、使用する抗菌剤の種類については表示を義務付けることとしました。 |